

第4章 健全な行財政運営の推進（行政改革大綱）

■基本的な考え方

将来的に厳しい財政状況が見込まれる中で、第2次総合計画を着実に推進していくためには、計画的な財政運営を行っていく必要があります。このため、後期基本計画の中に「健全な行財政運営の推進（行政改革大綱）」の理念や考え方を1つの章として位置付け、施策推進と行財政改革の推進を一体的に整理し、第1章から第3章までの施策推進について、優先順位を付ける中で実施することとします。

■現状

- ◇平成28（2016）年度から令和3（2021）年度までを期間とする第三次行政改革大綱に基づき30項目の取組を推進しました。
- ◇第四次行政改革大綱については、大綱の基本的方向性は本計画で規定することとし、取り組んでいくべき個別項目について検討しています。
- ◇新たな行政改革に取り組まなければ、令和4（2022）年度から財政収支が不足する見込みとなっています。

■課題

- ◇人口減少が加速度的に進む中で、将来にわたり市税の減収が予想されます。
- ◇本市の財政運営は、国からの普通交付税に依存しておりますが、普通交付税は人口によって算出される内容が多いことから人口減少の影響を大きく受けるとともに、合併特例による普通交付税の優遇措置期間が令和2（2020）年度末で終了することにより、さらに財源確保が厳しくなることが予想されるため、さらなる行財政改革に取り組む必要があります。
- ◇新たな行政改革に取り組まなければ、令和4（2022）年度から収支不足が見込まれるため、一定期間の財政調整基金の取り崩しによる公債費（借金）の繰上償還などにより、収支不足の早期解消に向け取り組む必要があります。
- ◇収支不足の解消については、可能な限り財政調整基金の取り崩しを行わないことによる健全な財政運営が必要となっています。

■新たな行政改革に取り組まなかったと仮定した場合の財政収支の見通し（歳入歳出差引額）



■個別施策の方向性と主な取組

市民と行政がともにまちづくりに取り組むことも含め、現行の行政サービスの実施手法でいいのかという視点を常に持ち、新たな事業や手法を考え、限られた職員及び財源の中で行政サービスを向上していくために、ICT技術の活用や職員のスキルアップ、組織の見直しなど課題に対応した行政体制整備を常に図っていきます。こういった考え方を前提として、歳出抑制、歳入確保、資産の有効活用について、個々に計画を立てて財政収支の不足の解消に取り組みます。

① 歳出抑制に向けた取組

『施策の方向性』

公債費や人件費などの経常的な経費や補助費等の抑制、建設事業費の長期スパンでの抑制などにより、目標を定めて計画的に歳出抑制に取り組みます。

『主な取組』

- ①-1 公債費の繰上償還を積極的に実施します。
- ①-2 時間外勤務手当をはじめ人件費全体の抑制に取り組みます。
- ①-3 本市の歳入予算に合った歳出予算としていくことを前提に、事務事業の見直しを行います。

② 歳入確保に向けた取組

『施策の方向性』

市税の収納率の向上をめざすとともに、施設使用料等の適正負担やふるさと納税制度に基づく寄付金の増加などの歳入確保を図ります。

『主な取組』

- ②-1 強化月間による一斉催告や、兵庫県及び近隣市町との連携により収納率の向上に取り組みます。
- ②-2 施設使用料等については、近傍類似団体との比較や施設の維持管理費等を検証し見直しを実施します。
- ②-3 ふるさと納税制度に基づく寄付金の増加をめざし、ポータルサイトやパンフレット等により本市の特産品等の効果的なPRを促進します。

③ 公共施設等の効果的・効率的な維持管理、有効活用

『施策の方向性』

公共施設等のあり方について毎年度方向性等を検証するとともに、財産の貸付けや売却などによる有効活用を図ります。

『主な取組』

- ③-1 公共施設等総合管理計画個別計画（分野ごとの公共施設等のあり方）をもとに、施設全体として削減を前提とし、各種施設の方向性等を検証します。
- ③-2 森林も含めた市有財産を有効活用し、貸付けや売却などによる歳入確保を図ります。

■まちづくり指標

指標名	単位	現状値 (R1)	目標値 (R8)
地方債残高	億円	577.1	548.6
将来負担比率	%	116.3	129.0以下
実質公債費比率	%	9.8	10.9以下
市税収納率（現年分）	%/年	98.57	99.2
公共施設における延べ床面積削減率（公共施設の売却や譲渡などによる有効活用を含む）	%	4.3	9.9
学校等跡地の有効活用件数	件/年	16【累計】 ※21 施設中	5年間で5件の増加

■関連する個別計画

- ・第四次宍粟市行政改革推進計画
- ・宍粟市公共施設等総合管理計画
- ・宍粟市公共施設等総合管理計画個別計画
- ・普通財産の活用に関する基本方針（未）